

## 産業建設委員会会議録

日時 令和4年3月15日（火曜日）

午前10時開会 午後2時閉会

場所 第1委員会室

### 日程

#### 1 開会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 協議・説明事項

- (1) 議案第 6 号 土浦市下水道条例の一部改正について
- (2) 議案第 23 号 市道の路線の認定について
- (3) 議案第 24 号 市道の路線の廃止について
- (4) 議案第 28 号 令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第 32 号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

#### 4 報告事項

- (1) 工事発注状況報告について

#### 5 その他

#### 6 閉会

### 出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 柏村 忠志

委員 内田 卓男

委員 寺内 充

委員 矢口 清

委員 柳澤 明

委員 小坂 博

委員 勝田 達也

### 説明のため出席した者（15名）

副市長 栗原 正夫 産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 船沢 一郎 建設部長 岡田 美徳

商工観光課長 羽成 健之 農林水産課長 黒須 清一

都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	住宅営繕課長	大貫三千夫
下水道課長	滝田 昌暁	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	羽成 信明		

---

傍聴者 0名

---

事務局職員出席者 松本 裕司

---

○平石委員長 では、協議事項にまいります。議案第6号土浦市下水道条例の一部改正について執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 議案第6号土浦市下水道条例の一部改正についてでございます。土浦市下水道条例の一部改正でございますが、下水道法施行令が令和3年10月29日に改正となり、令和3年11月1日から施行されました。このことに伴いまして追加条項があり、参照すべき条項の番号が変わりますことから、土浦市下水道条例を一部改正するものでございます。また、併せて字句修正及び第27条の別表第1に東筑波新治工業団地ポンプ場の名称と位置を加えるものでございます。施行日でございますが、令和4年4月1日から施行いたします。下水道課は、以上でございます。よろしく願います。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第6号土浦市下水道条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、議案第23号市道の路線の認定について、執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 議案第23号市道の路線の認定について説明させていただきます。今回、市道の認定につきましては、都和一丁目5号線、6号線、7号線、8号線、9号線、10号線滝田一丁目17号線、下高津三丁目15号線、乙戸81号線の9路線でございます。市道認定路線の概要でございます。いずれも開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設

され、舗装も完了しております。39ページをお願いいたします。はじめに、都和一丁目5号線、6号線、7号線につきましては、県立土浦工業高校の北側に位置します都和一丁目地内におきまして、株式会社シンエステートによります開発面積約7,551平方メートル、28区画の宅地分譲地内に新設した道路でありまして5号線は幅員6.0メートル、延長87.02メートル、6号線は幅員6.0メートル、延長113.60メートル、7号線は幅員6.0メートル、延長26.82メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして、都和一丁目8号線、9号線、10号線は、今、御説明させていただいた南側におきまして、コスモ総合建設株式会社によります開発面積約6,421平方メートル、22区画の宅地分譲地内に、8号線は幅員6.0メートル、延長81.48メートル、9号線は幅員6.0メートル、延長69.37メートル、10号線は幅員6.0メートル、延長49.35メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして、滝田一丁目17号線でございます。場所につきましては、国交省霞ヶ浦河川事務所土浦出張所の南側に位置します滝田一丁目地内におきまして株式会社アーネストワンによります開発面積約3,017平方メートル、13区画の宅地分譲地内に幅員6.0から9.0メートル、延長36.23メートルの市道を認定するものでございます。41ページをお願いいたします。つづきまして、下高津三丁目15号線は、土浦市立下高津小学校の北側に位置します下高津三丁目地内におきまして、有限会社ネオポリスによります開発面積約3,727平方メートル、14区画の宅地分譲地内に幅員6.0メートル、延長117.56メートルの市道として認定するものでございます。つづきまして、乙戸81号線は、土浦市青年の家の南側に位置します乙戸地内におきまして、株式会社アーネストワンによります開発面積約1,513平方メートル、6区画の宅地分譲地内に幅員6.0から10.0メートル、延長52.92メートルの市道を認定するものでございます。以上、9路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第23号市道の路線の認定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案どおり

決しました。つぎに、議案第24号市道の路線の廃止について、執行部より説明願います。

○浅岡道路管理課長 議案第24号市道の路線の廃止につきまして、御説明いたします。今回、市道の廃止につきましては、木田余104号線及び105号線の2路線でございます。市道廃止路線の概要でございます。木田余104号線及び105号線は104号線延長73.37メートル、幅員1.00から1.10メートル105号線延長96.33メートル、幅員1.50メートルから3.75メートルの市道でございますが、隣接土地所有者が払下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能・形態が全くなく、払下げに支障がないので、市道の認定を廃止するものでございます。場所につきましては、二中地区公民館の北側で浅間台高架橋の下となります。以上、2路線の市道廃止につきまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第24号市道の路線の廃止については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案どおり決しました。

(午前10時9分休憩)

(午前11時55分再開)

○平石委員長 つぎに、議案第14号令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。議案第14号令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億7,461万6,000円で、前年度との比較では、約55パーセントの増となっております。はじめに、歳入です。昨年度に比べて、増額となっておりますが、この要因については、2款市債につきまして、川口二丁目用地取得事業の借換えに伴う繰上償還によるものでございます。歳出の1款、1項、1目の元金及び2目利子につきましては、川口二丁目用地取得事業の都市計画道路常名虫掛線街路事業外事業の用地先行取得の償還金及び利子分となります。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

○内田委員 川口二丁目のどこだい。

○平井都市整備課長 りんりんポート脇の市有地でございます。

○内田委員 あれはまだ借金か。分かりました。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第14号令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第15号令和4年度土浦市駐車場事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○平井都市整備課長 都市整備課です。議案第15号令和4年度土浦市駐車場事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。この予算は、6か所の市営駐車場の管理運営のための経費でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億2,980万4,000円で、前年度との比較では、約1.9パーセントの減となっております。詳細につきましては、説明書で説明いたしますので、資料245ページをお願いいたします。歳入1款使用料につきましては、6か所の市営駐車場の利用料金でございます。2款繰越金は、科目設定のための計上です。3款諸収入、1目雑入は、科目設定のための計上です。4款市債につきましては、駅西駐車場のエレベーター改修工事に伴う借入金となります。歳出の主なものについて、説明させていただきます。1目業務管理費は、6つの市営駐車場の維持管理に要する経費でございます。12節委託料は、管理運営・機械設備の保守点検等に要する経費のほか、説明欄一番下の駅東西駐車場長寿命化計画策定委託料は、将来にわたって、満足度の高いサービスや安心・安全に配慮した駐車場施設に求められる機能を確保するため、施設の老朽化等の状況を把握し、中長期的な施設整備の方針計画を策定するものです。14節工事請負費の主なものとしましては、説明欄、一つ目、駐車場施設改修工事費については、平成9年に設置し、23年が経過した駅西駐車場の2基分のエレベーターについて、新法対応のエレベーターへの改修工事分で、駐車場施設塗装工事費は、駅西駐車場の3フロア一分の泡消火管の塗装工事を実施するための予算の計上でございます。24節積立金は、今後の駐車場施設の設備更新等に備え、基金に積み立てるもので、科目設定のための計上です。27節繰出金は、これまで事業収支を保つため、一般会計からの繰入金を計上しておりましたが、駐車場整備に係る公債費が

令和元年度で終了となり，繰入が不要となりますことから，一般会計へ繰り出すものです。2款公債費は，平成29年度に実施しました駅東駐車場の大規模修繕工事に係る償還金及び本年度実施しております土浦駅東駐車場エレベーター改修工事業借入分の利子でございます。3款予備費は，科目設定のための計上です。地方債の令和2年度末の額，令和3年度末の見込み額，令和4年度末の見込み額です。第2表地方債について，御説明いたします。駐車場整備事業の起債の限度額，起債の方法，利率，償還の方法につきまして，この表のとおり定めるものです。説明は，以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ただ今の件について，質問等ありますか。

○寺内委員 今度，お札が新しくなるためのシステム改修工事費がこの100万かな。これは，何台くらいだろう。

○平井都市整備課長 集中清算機が2台とパークロックも含めて，7台です。

○平石委員長 では，お諮りします。議案第15号令和4年度土浦市駐車事業特別会計予算については，原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第15号は，原案どおり決しました。暫時休憩とします。

（午後0時5分休憩）

（午後1時再開）

○平石委員長 再開します。つぎに，議案第19号令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算について，執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第19号令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算につきまして，同じく350ページをお願いいたします。令和4年度，土浦市農業集落排水事業特別会計の歳入・歳出の総額は，それぞれ1億1,321万4,000円でございます。前年度との比較で，約6.6パーセントの減でございます。予算の詳細につきましては，357ページをお願いいたします。歳入・歳出予算の事項別明細における歳入でございます。1款の1項，1目の受益者分担金でございますが，農業集落排水への新規加入の件数としまして，2件分の計上でございます。つづきまして，358ページをお願いいたします。2款の1項，1目の農業集落排水使用料は，市内6地区に設置された排水処理施設の運営に伴う使用料金収入でございます。3款の1項，1目の農業集落排水事業費補助金は，公共下水道事業

と同様に、河川や湖沼の水質保全のため、森林湖沼環境税の活用による農集本管への接続補助でございます。農業集落排水事業の歳入につきましては、以上でございます。つぎに、歳出につきまして、御説明いたします。1款の1項、1目の農業集落排水事業管理費は、市内6地区の排水処理場及び管渠施設の維持管理に要する経費でございます。はじめに、主な経費について、御説明いたします。10節需用費の光熱水費は、処理場施設及び管路施設におけるマンホール圧送ポンプの電気料などでございます。つづきまして、12節委託料は、6地区の処理場とポンプ施設の維持管理などに係る委託費用でございます。14節工事請負費は、排水施設の補修や更新及び汚水柵の設置に要する費用でございます。つづいて、365ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金は、農業集落排水事業の運営に係る各協議会などへの負担金及び河川や湖沼などの水質向上のための下水道接続に係る補助金でございます。2款公債費は、起債の借入れに係る償還元金及び利子分でございます。農業集落排水事業特別会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第19号令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第20号令和4年度土浦市下水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第20号令和4年度土浦市下水道事業会計予算につきまして、同じく372ページをお願いします。はじめに、下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量でございますが、市内の水洗化戸数は、6万1,374戸の見込みでございます。前年度との比較で1.1パーセントの増でございます。また、年間の総汚水量につきましては、1,559万2,000立方メートルの予定のため、1日平均で申し上げますと、4万2,718立方メートルでございます。つづきまして、主な建設改良事業でございますが、汚水管渠整備事業・汚水ポンプ場整備事業・雨水排水路整備事業及び下水道施設の改築計画に伴うストックマネジメント

事業の継続を予定しております。つづいて、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、44億7,714万2,000円の計上で、前年度との比較で4.7パーセントの減でございます。また、支出につきましては、42億2,079万4,000円の計上で、前年度との比較で6.5パーセントの減でございます。なお、収益的収支の詳細につきましては、後ほど、事項別明細書により、御説明いたします。第4条における資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、15億5,709万3,000円の計上で、前年度との比較で16.7パーセントの増でございます。また、支出につきましては、30億383万4,000円の計上で、前年度との比較で6.3パーセントの減でございます。なお、資本的支出に対する収入の不足分につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などにより、補てんするものでございます。また、資本的収支の内容につきましても、第3条の収益的収支と同じく、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。つづいて、第5条の企業債につきましては、公共下水道整備事業及び流域下水道の建設負担金に係る借入れであり、起債の限度額や償還方法などについて定める事項でございます。第6条の一時借入金は、工事請負などの支払いに関する一般会計からの借入れ限度額でございます。7条から第9条につきましては、予算流用の範囲並びに議決事項、一般会計からの補助金などについて規定する条項でございます。令和4年度土浦市下水道事業会計実施計画書でございます。377ページは、資本的収支の一覧でございます。つづきまして、令和3年度土浦市下水道事業会計の予算事項別明細につきまして、384ページをお願いします。はじめに、収益的収入及び支出でございます。収益的収支は、下水道事業の経営に要する収入と、施設の維持管理に係る経費が主なものでございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款下水道事業収益の1項営業収益は、下水道使用料金などの収入でございます。また、2項の営業外収益は、一般会計からの繰入れに当たります3目の他会計補助金及び5目の県補助金は、森林湖沼環境税を活用した下水道接続補助金でございます。また6目の長期前受金戻入は、一般会計からの補助金や国庫補助金など、現在までに要した下水道施設の建設費用につきまして、資産の耐用年数により分割した費用を計上するものでございます。収益的支出の一覧でございます。1款下水道事業費用の1項営業費用の1目管渠費は、下水道管渠施設の維持管理に係る経費でございます。つづいて、2目のポンプ場費は、管渠費と同じく市内10か所に設置されたポンプ場の維持管理費でございます。つづいて、4目の業務費は、下水道使用料徴収に関する業務委



託のほか、会計年度職員の人件費などでございます。つづいて、386ページをお願いします。5目の総係費は、職員の人件費や事業運営に係る経常的な費用などでございます。つづいて、387ページをお願いします。6目流域下水道維持管理費は、流域下水道にて汚水が処理されておりますので、処理費用につきまして、維持管理負担金として、県へ納めるものでございます。7目の水洗化普及費は、小中学生を対象とした下水道コンクールに係る経費のほか、森林湖沼環境税の活用による下水道接続補助でございます。8目の減価償却費は、下水道管渠やポンプ場など、下水道施設において、毎年発生する減価償却分でございます。つづきまして、2項営業外費用は、起債の償還利子分及び下水道使用料などの収入に対して、国へ納める消費税でございます。つづいて、388ページをお願いします。こちらの一覧は、資本的収入及び支出でございます。資本的収支は、下水道施設の新設や改修整備など、資産の構築に係る収支でございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款資本的収入は、公共下水道工事などの起債や受益者負担金及び汚水・雨水施設の整備に係る一般会計並びに国からの補助金でございます。つづきまして、支出について御説明いたします。1款資本的支出の1項建設改良費の1目管渠費は、人件費のほか下水道管渠施設の建設経費などでございます。2目ポンプ場費は、市内10か所のポンプ場の改修及び東筑波新治工業団地内に新設中の汚水ポンプ場に係る経費でございます。つづいて、2項の企業債償還金は、下水道整備における工事請負費などに要した企業債の起債償還に要する費用でございます。なお、390ページから396ページにつきましては、職員の給与など人件費の内訳と、東筑波新治工業団地内で新設中のポンプ場新設における継続費調書並びに債務負担行為における支出予定額の調書、企業債の見込みに関する調書でございます。下水道事業会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 旧市内の下水道の調査は終わったんだよね。長寿命化は、いつごろからやっていくの。掘り出して新しい下水道を入れることはできないだろうから、長寿命化だと思うんだけど、いつごろからか。

○滝田下水道課長 旧市内は現在も調査、工事を進めておりまして、今年度も6本ほど工事を出しております。調査は3回ほど行います。最初に目視をし、駄目だということになれば、どういう方法がよいかと、段階を踏みまして工事に入っている状況でございますので、5年のスパンで工事を順番に行

っております。終わりのほうは、見えないところでございます。

○寺内委員 下水を引いてから50年も経っているんだから、早くやっておかないと、駄目になってからでは、遅いということなんだよ。1日でも早くやってほしいというのが旧市内の人の声なのです。先が見えないという話では、計画性がないというふうに捉えられるのも困るので、例えば5か年計画のような計画性のある話にしてもらえたらいいと思っているんだ。なるべく早く長寿命化には取りかかってほしいです。要望に留めておくから、お願いしますよ。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第20号令和4年度土浦市下水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第21号令和4年度土浦市水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○和田水道課長 水道課でございます。議案第21号、令和4年度土浦市水道事業会計予算につきまして、サイドブックスの397ページをお願いいたします。令和4年度水道事業会計予算でございます。398ページをお願いいたします。はじめに、水道事業会計予算書の第2条をお願いいたします。業務の予定量でございますが、(1)の給水戸数は、6万390戸の見込みでございます。昨年度との比較で0.6パーセントの増でございます。また、年間総給水量は、1,426万5,000立方メートルの予定のため、1日の平均給水量は、3万9,082立方メートルでございます。つづきまして、(4)の主な建設改良事業につきましては、令和2年度に策定しました、第2次水道事業基本計画及びアセットマネジメント計画に基づきました配水管の新設や老朽管の布設替え工事及び配水場の施設更新などに係る事業費でございます。つづいて、第3条は、収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、35億6,947万7,000円の計上で、前年度との比較で、0.3パーセントの増となっております。また、支出につきましては、34億419万2,000円の計上で、前年度との比較では、1.7パーセントの減となっております。なお、収益的収支の詳細につきましては、後ほど、事項別明細書により、御説明いたします。つづいて、399ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、企業債の借入れ及び第2項の国庫補助金は、幹線管路の耐震化を伴った更新に係る補助金でございます。収入合計額は、1億3,940万円の計上で、前年度との比

較では、23.8パーセントの減となっており、支出につきましては、建設改良費や企業債の償還など11億7,437万4,000円の計上で、前年度との比較では、0.5パーセントの増でございます。なお、資本的支出に対する収入の不足分につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などにより、補てんするものでございます。また、資本的収支の内容につきましても、第3条の収益的収支と同じく、後ほど、事項別明細書により、説明させていただきます。つづいて、第5条の企業債につきましては、配水管の新設など、施設構築に係る費用の借入れでございまして、起債限度額や償還の方法などについて定めるものでございます。つづいて、400ページをお願いします。第6条及び7条につきましては、予算の流用について定める事項であり、8条は、漏水事故等に備えた修繕材料の購入限度額を定めるものでございます。つづいて、予算の内訳につきまして、令和4年度の土浦市水道事業会計実施計画書における収益的収入及び支出の科目別一覧でございます。つづいて、資本的収入及び支出の科目別一覧でございまして、404ページから409ページは、事業損益や資産管理に係る計算書となっております。つづきまして、予算事項別の明細書につきまして、収益的収入及び支出の明細書でございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款水道事業収益の1項営業収益は、水道料金及び水道加入金の収入が主なものでございます。また、下段の2項営業外収益の主なものにつきまして、411ページをお願いします。上段の2目補助金は、水道普及促進事業に係る県からの補助金でございます。つづいて、3目の長期前受金戻入は、水道施設の資産につきまして、耐用年数にわたる減価償却額を、現金を伴わない収益として計上するものでございます。つづいて、411ページの下段からは、収益的支出の一覧でございます。1款水道事業費用の1項営業費用の1目原水及び受水費は、職員人件費や事務的経費及び県浄水場からの受水費が主なものでございます。下段の2目配水及び給水費は、職員人件費のほか、市内4か所に設置された配水場の運転経費が主なものでございます。つづいて、414ページをお願いします。3目の受託工事費は、会計年度任用職員の人件費と事務的経費が主なものでございます。つづいて、4目の業務費は、職員人件費のほか、水道料金の徴収業務委託料及びクレジット決済などに係る経費でございます。つづいて、415ページをお願いします。下段の5目総係費は、職員人件費や事務的経費でございます。つづいて、416ページをお願いします。下段の6目減価償却費は、配水場や水道管など、施設の耐用年数から試算した減価償却費の計上でございます。つづいて、417ページをお願いします。中段

の2項営業外費用は、企業債の償還利子分及び水道料金などの収入に含まれる消費税の納付でございます。つづいて、3項特別損失は、宅地内での漏水に伴う水道料金の減免及び水道課の職員数により割り当てられた退職給付費などでございます。以上が収益的収支でございます。つづいて、418ページをお願いします。こちらの一覧は、資本的収入及び支出でございます。資本的収支は、水道施設の新設や更新など、資産の構築に係る収支でございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款資本的収入は、水道工事に係る1項の企業債や2項の国庫補助金は、水道幹線管路の耐震化更新に係る補助金の収入でございます。つづきまして、支出について、御説明いたします。1款資本的支出の1項建設改良費の1目配水設備費は、職員人件費のほか、水道管の新設、老朽管の更新に係る建設経費などでございます。つづいて、420ページをお願いします。2目の営業設備費は、水道メーターの購入及び配水場の施設更新事業に係る経費でございます。つづいて、2項の企業債償還金は、水道施設の整備における工事請負費などに要した企業債元金の償還でございます。なお、421ページから423ページにつきましては、職員の給与など人件費の内訳でございます。また、425ページにつきましては、現在、かすみがうら市、阿見町との共同プロポーザルにより実施しております水道料金徴収に係る委託料の債務負担行為における支出予定額の調書となっております。水道事業会計の説明は、以上でございますので、御審査のほど、よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第21号令和4年度土浦市水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり決しました。平井都市整備課長、どうぞ。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。先ほど、寺内委員からの御質問にありました駐車場清算機システムの台数の内訳のほうで、訂正をいたします。駅東西駐車場が7台でございます。パークロックが3台、合計で10台の改修となっております。申し訳ございません、よろしくお願いたします。

○平石委員長 暫時休憩します。

(午後 1 時 3 0 分休憩)

(午後 1 時 4 4 分再開)

○平石委員長 再開します。議案第 28 号令和 3 年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部より説明願います。

○平井都市整備課長 都市整備課です。サイドブックス資料 43 ページをお願いします。議案第 28 号令和 3 年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算について、御説明いたします。駐車場事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 835 万 6,000 円を追加し、総額を 1 億 4,064 万 9,000 円とするものであります。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたしますので、資料 48 ページをお願いします。はじめに、歳入です。2 款, 1 項, 1 目繰越金につきましては、駐車場事業特別会計における令和 2 年度の決算剰余金について、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、繰越金として、835 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。資料 49 ページをお願いします。つづいて、歳出の補正です。先ほどの繰越金の同額 835 万 6,000 円を、設備の更新等に必要な経費として、財政調整基金に積み立てるため、増額補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第 28 号令和 3 年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 回)については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 28 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 32 号令和 3 年度土浦市水道事業会計補正予算(第 2 回)について、説明願います。

○和田水道課長 水道課でございます。議案第 32 号令和 3 年度土浦市水道事業会計補正予算(第 2 回)につきまして、サイドブックスの 74 ページをお願いします。令和 3 年度土浦市水道事業会計補正予算(第 2 回)でございます。はじめに、補正予算書の第 2 条をお願いします。1 款水道事業収益の 2 項営業外収益の補正でございます。補正の内容につきましては、令和 3 年度に本市が実施しました水道普及促進事業における水道加入金の減免措置につきまして、県からの補助金交付がございましたことから、歳入額の増額補正

をお願いするものでございます。つづいて、サイドブックスの76ページをお願いいたします。補正予算の事項別明細書でございます。収益的収入の1款水道事業収益の2項営業外収益の4目補助金は、茨城県水道普及促進事業に関する、補助金の交付に係る増額補正でございますので、よろしく願いいたします。水道課の説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第32号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案どおり決しました。つづいて、報告事項です。工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各委員におかれまして、御覧いただきますようお願いいたします。つづいて、その他について、何かございますか。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。去年の12月に御報告しました神立菅谷雨水幹線整備にかかるNTTインフラネットとの工事委託について、当初2億円の予定でしたが、契約が3月9日に整いまして、契約額が1億9,408万8,400円となりましたので、報告いたします。以上です。

○平石委員長 委員の方からは、ございますか。それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。委員長報告については、取りまとめさせていただきます。以上で、産業建設委員会を閉会します。